

○厚生労働省令第五十六号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第一条 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第六十九条の八」に改める。

第四条第一項第一号中「又は」を「、」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「、生年月日」を加える。

第六条第二項中「第三十五条第一号」を「第三十五条」に改める。

第三十一条第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「確定給付企業年金を実施」を「法第十条第一項の引渡しを」に、「法第十七条第一項」を「同項」に、「第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額（以下「過去勤務債務の額」という。）」を「第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額を控除した額」に、「第三十五条第一号」を「第三十五条」に改め、同条第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改め、同号口中「について、特定退職金共済制度を実施したときにおける当該被共済者」を「の特定退職金共済制度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 令第三条第二号の企業型年金（以下「企業型年金」という。） 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者とするものであること。

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

第三十二条の見出し、第一項各号列記以外の部分及び第二項中「申出」を「通知」に改める。

第三十四条中「確定給付企業年金を実施した」を「当該申出が確定給付企業年金又は企業型年金への同項の引渡しに係るものである」に、「第三号」を「第四号」に、「特定企業年金制度等実施申出書」を「特定企業年金制度等引渡申出書」に、「実施したこと」を「実施していること」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認めるときは、第三号に掲げる事項の記載を要しない。

第三十四条第二号中「及び住所」を削り、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「次条第一号に規定する金額」を「解約手当金に相当する額」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の住所

第三十五条中「次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める額」を「解約手当金に相当する額（同項後段の申出が特定退職金共済制度への同項の引渡しに係るものである場合にあつては、前条第四号の金額）」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第三十七条中第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 企業型年金 確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関

第三十八条中「申出」を「通知」に改める。

第四十条第二項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「並びに令第十四条第六項」を「並びに法第三十一条の二第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）並びに令第十五条第三項及び第五項（同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項の表法第二十九条第一項第一号、令第十四条第六項の項を次のように改める。

<p>法第二十九 条第一項第 一号</p>	<p>退職金共済契約が</p>	<p>当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、最初の退職金共済契約が</p>
<p>現に退職金共済契約</p>	<p>当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、現に最初の退職金共済契約</p>	

第四十条第二項の表法第三十条第二項第二号イの項及び法第三十条第四項の項中「当該受入れをした日の属する月の翌月から」を削り、同項の表法第三十条第四項の項の次に次のように加える。

<p>法第三十一 条の二第三 項第一号及 び第七項</p>	<p>当該被共済者が退職した日の属する月までの期間</p>	<p>当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間</p>
<p>令第十五条</p>	<p>退職金共済契約</p>	<p>当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共</p>

第三項	現に退職金共済契約	<p>済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、最初の退職金共済契約</p> <p>当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、現に最初の退職金共済契約</p>
令第十五条 第五項	<p>当該被共済者が退職した日の属する月までの期間</p>	<p>当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間</p>

第五十三条中「すべての者」を「全ての者（法第三十一条の二第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。）」に改める。

第六十二条及び第六十六条中「二年」を「三年」に改める。

第二章第五節中第六十九条の次に次の七条を加える。

(法第三十一条の二第一項の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの)

第六十九条の二 法第三十一条の二第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次条、第六十九条の四、第六十九条の五(同条第二項を除く。))及び第六十九条の八(同条第一項第一号を除く。))において同じ。)の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものは、特定退職金共済団体(所得税法施行令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体をいう。次条において同じ。)であつた団体とする。

(法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第六十九条の三 法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、事業主が同項の申出をした場合において、廃止団体が、退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額(以下この条、次条及び第六十九条の五において「引渡金額」という。)の総額を一括して、機構に引き渡すこととする。

2 特定退職金共済団体が、法第三十一条の二第一項の引渡金額を引き渡すことその他厚生労働省令で定

める事項を約する契約（次項及び次条において「引渡契約」という。）を締結しようとするときは、次の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

一 退職金共済事業の廃止に関する意思の決定を証する書類

二 所得税法施行令第七十四条第三項の承認（当該特定退職金共済団体が平成二十八年四月一日前に同項の承認を受けた場合にあつては、同令第七十三条第一項第九号に係る変更についての同令第七十四条第五項の承認）を受けたことを証する書類

三 所得税法施行令第七十四条第一項に規定する退職金共済規程の写し

3 引渡契約を締結した特定退職金共済団体が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書を税務署長に提出したときは、遅滞なく、その写しを機構に提出しなければならない。

4 廃止団体は、第一項の引渡しについては、引渡金額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該引渡しは、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

（法第三十一条の二第一項の申出）

第六十九条の四 法第三十一条の二第一項の申出は、引渡契約の効力が生じた日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月の初日（その月が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書に記載した年月日の属する月以後である場合にあつては、当該年月日の属する月の初日。第五号において「引渡申出日」という。）に、次の各号（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号から第五号までを除き、第二号の従業員が法第四条第二項の短時間労働被共済者（次項において単に「短時間労働被共済者」という。）となる場合又は第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した引渡申出書を機構に提出してしなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業主の雇用する従業員（引渡金額の引渡しを希望する者に限る。以下この条において同じ。）の氏名

三 共済契約の効力が生じる日

四 前号の日における掛金月額

- 五 引渡申出日の前日の属する月における退職金共済に関する契約に係る掛金の月額
- 六 廃止団体の名称
- 七 廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の合計額
- 八 引渡金額及びその総額
- 九 従業員ごとの退職金共済に関する契約が締結された年月日及び当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数
- 十 その他申出に関し必要な事項
- 2 前項の引渡申出書には、次に掲げる書類（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合、前項第二号の従業員が短時間労働被共済者となる場合又は同項第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第三号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。
- 一 廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していたことを証する書類

二 前項第二号の従業員が、引渡金額の引渡しを希望することを証する書類

三 前項第五号の掛金の月額を証する書類

四 前項第七号の合計額を証する書類

五 前項第九号の年月日及び月数を証する書類

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の五 法第三十一条の二第一項の規定により引渡金額を機構に引き渡すことを希望する被共済者に係る共済契約の申込みは、第四条第一項の規定にかかわらず、同項の退職金共済契約申込書を機構に提出して行うものとする。

2 前項の申込みは、法第三十一条の二第一項の申出と同時にを行うものとする。

3 機構は、法第三十一条の二第一項の退職金共済に関する契約を締結していた事業主又は当該退職金共済に関する契約を締結している事業主が、共済契約の申込みを行うときは、当該事業主に対し、第四十五条の規定の適用その他の事項について説明を行うものとする。

4 機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項及び第四十五条

の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。

5 機構は、法第三十一条の二第一項の申出をした者が掛金負担軽減措置を受けた共済契約者である場合は、当該掛金負担軽減措置を取り消すことができる。

（受入金額を受け入れた場合の掛金納付月数の通算等）

第六十九条の六 法第三十一条の二第二項の規定による掛金納付月数の通算は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該共済契約の効力が生じた日における当該共済契約の被共済者に係る掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する法第十条第二項第三号ロ（

法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に共済契約の効力が生じたものとみなす。

3 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する法第十条第二項及び令付録第一備考の規定の適用については、前項の規定によるほか、法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、令付録第一備考中「法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「、平成四年四月以後の計算月について法第十条第二項第三号ロ」とする。

（令第九条第三項の厚生労働省令で定める者）

第六十九条の七 令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等）

第六十九条の八 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条

第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは同条第八項（同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者（次項において「特定被共済者」という。）である場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金等の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額

二 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三

項若しくは第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

2 特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

第七十二条第一項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

第七十四条第一項第一号中「又は」を「、」に改める。

第九十二条中「場合」を「とき」に、「令第十一条第一項に規定する繰入金額を法第四十六条第一項」を「同項の規定により繰り入れなければならない金額を同項」に改める。

第九十五条及び第九十六条を次のように改める。

(特定業種間を移動した場合の通知)

第九十五条 機構は、法第四十六条第一項の繰入れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

第九十六条 削除

第九十七条中「第十一条」を「第十二条」に、「同条第一項第一号」を「同条第一項及び第四項第一号」に、「(」とあるのは」を「)とあるのは、」に改め、「)と、同条第二項第一号中「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金」とあるのは「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含

む。」を削る。

第一百七七条中「令第十三条第一項に規定する繰入金額」を「同項の規定により繰り入れなければならない金額」に改める。

第一百十条及び第一百一十一条を次のように改める。

(移動した場合の通知)

第一百十条 機構は、法第五十五条第一項の繰入れを行ったときは、遅滞なく、当該繰入れを行った金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同条第一項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第一百一十一条 前四条の規定は、機構が法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により令第十五条第一項の繰入金額を繰り入れる場合について準用する。

第一百十二条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改め、「及び第二項」を削り、「掛金納付月数（法第五十五条第四項）」を「掛金納付月数（同条第四項）」

に、「」と、同条第二項中「退職金共済契約に基づき納付された掛金」とあるのは「退職金共済契約（当該退職金共済契約について法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る退職金共済契約）に基づき納付された掛金（法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含む）」を「第四項第一号において同じ」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に改め、「、第四項及び第五項」を削り、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項中「第十四条」を「第十五条」に、「法第十五条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条 削除

（独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第一条の三中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令」を「独立行政法人労働者健康安全機構法施行令」に改め、「の規定」の下に「並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定」を加える。

第一条の四第二号中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同条第六号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同号を第九号とし、同条第五号中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第七号」に改め、同号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 機構法第十二条第二項に規定する調査及び立入検査に関する事項

第一条の四中第四号を削り、第三号を第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

三 機構法第十二条第一項第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四 機構法第十二条第一項第四号に規定する調査に関する事項

五 機構法第十二条第一項第五号に規定する成果の普及に関する事項

第八条の次に次の一条を加える。

(共通経費の配賦基準)

第八条の二 機構は、機構法第十二条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることに より、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

第九条第一項中「機構法」の下に「第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理のうち、機構法」を加え、「に係る経理」を「に係るもの」に改める。

第十五条第二号及び第三号中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第二十条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(医療法施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三第一項第一号

二 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十六号)第十七条第一項及び

第十八条

三 未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手續等に関する省令(昭和五十一年厚生省令

第二十七号)第五条第一項

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第四条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年^{厚生省}労働省^{令第一号})の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を次のように改める。

十三 削除

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二号中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、「又は同項第七号のリハビリテーション施設」を削る。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第七条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「確定給付企業年金」の下に「退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項第三号ニ中「（昭和三十四年法律第六十号）」を削る。

第十五条第一項第十二号及び第二十一条第九号中「法第五十四条の規定により確定給付企業年金」の下に「退職金共済」を加える。

第三十条第一項第二号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令第二十二條第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎

となつた期間を含む。)

第五十六条第一項第十二号中「法第五十四条の規定により確定給付企業年金」の下に「退職金共済」を加える。

(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第八条 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「別表第五及び別表第六」を「別表第六及び別表第七」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(合同運用に係る業務上の余裕金の管理)

第十七条の二 機構は、法第七十七条第五項の規定により、退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあつては、当該業務上の余裕金のうち、各業務に係る勘定より合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理するものとする。

第十八条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第七十七条第五項に規定する運用の実施に関する事項

第十八条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務を終えたときは、同項に規定する経理を廃止するものとし、その廃止の際現に当

該経理に所属する権利及び義務を当該経理の属する勘定に係る給付経理に帰属させるものとする。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う

厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第九条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に

伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一

部を次のように改正する。

第四十条第一項中「月における」を「月において」に、「当該同日」を「その日」に、「当該月」を「

その月」に改め、「末日」の下に「。以下この条において「みなし加入日」という。」を加え、「当該応

答する日」を「当該みなし加入日」に、「から当該退職金共済契約」を「から現に退職金共済契約」に、「までの間、」を「までの各月分の掛金が」に、「により掛金が」を「に相当する額の掛金月額により」に、「期間に係る掛金納付月数」を「通算する月数」に改め、同条第三項中「交付額が交付された」を「退職金の額に元利合計額を加算する」に改め、「及び第三十条第二項」を削り、「、第三十条及び第四十条第一項」を「及び第三十条」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする」を「前二項の規定の例による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項及び平成二十六年整備政令付録備考の規定の適用については、第二項の規定によるほか、同法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、平成二十六年整備政令付録備考中「中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「、平成四年四月以後の計算月について中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とする。

第四十条第二項中「交付額が交付された」を「退職金の額に元利合計額を加算する」に、「中小企業退

職金共済法第十条第二項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三十条第二項（同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。

以下この項及び次項において同じ。）並びに「及び」「第四十条第一項」を削り、同項の表中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の項、中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号の項及び中小企業退職金共済法施行規則第四十条第一項の項を削り、同表中小企業退職金共済法施行規則附則第三条の項中「平成二十六年整備省令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に退職金共済契約の効力が生じたものとみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の廃止）

第二条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年厚生労働省令第二十六号）は、廃止する。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「整備法」という。）附則第八条第四項の規定により独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う報告書の提出及び公表並びに同条第五項の規定により機構が行う行為については、前条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第五条及び第十二条から第十三条の二までの規定は、なおその効力を有する。

（償却資産の指定に関する経過措置）

第四条 整備法の施行の際整備法附則第九条第一項及び第十七条第二項の規定により機構に出資された資産のうち償却資産については、第二条の規定による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十一条第一項の指定があつたものとみなす。

（独立行政法人労働者健康安全機構の内部組織等に関する経過措置）

第五条 機構に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下この条及び次条において「通則法」という。）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものは、整備法の施行の日の前日に存していた整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。次項及び次条において「旧研究所」という。）の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項及び第三項において「解散時内部組織」という。）であつて通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項及び第三項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 整備法の施行の日の前日に存していた旧研究所の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を解散時内部組織（当該内部組織が解散時内部組織である場合にあっては他の解散時内部組織）が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3 機構に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（独立行政法人労働者健康安全機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第六条 機構についての旧研究所に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

(掛金月額増加の促進のための掛金負担軽減措置に関する特例)

第七条 整備法附則第四条第二項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした中小企業退職金共済法

(昭和三十四年法律第六十号。以下「中退法」という。)第二条第三項に規定する退職金共済契約(中退法第四条第二項に規定する短時間労働被共済者に係るものを除く。)の被共済者(中退法第二条第七項に規定する被共済者をいう。以下同じ。)の掛金月額を引き上げる共済契約者に関する第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則(以下「新規則」という。)第四十六条の規定の適用については、同条中「最高額」とあるのは、「最高額(その額が五千円に満たないときは、五千円)」とする。

(契約の申込みに関する経過措置)

第八条 新規則第四条第一項第一号及び第五号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)

以後に行われる退職金共済契約(中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。)の申込みについて適用し、施行日前行われた退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新規則第七十四条第一項第一号の規定は、施行日以後に行われる特定業種退職金共済契約(中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下この項において同じ。)の申込みについて適用

し、施行日前に行われた特定業種退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

（解約手当金に相当する額の引渡しに関する経過措置）

第九条 新規則第三十四条第三号及び第三十五条の規定は、施行日以後に中退法第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された場合に適用し、施行日前に同号の規定により退職金共済契約が解除された場合については、なお従前の例による。

（退職金相当額の受入れ等に関する経過措置）

第十条 新規則第六十二条及び第六十六条の規定は、被共済者が平成二十六年四月一日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合には、なお従前の例による。

（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十一条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例による。